

乙部町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

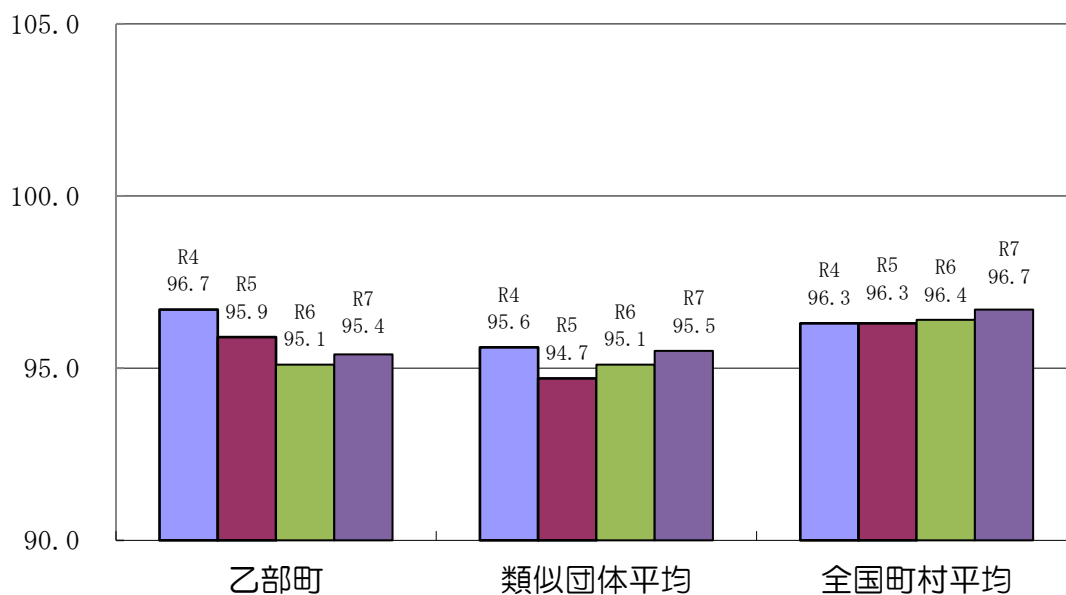
区分	住民基本台帳人口 (R7.1.1)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 前年度の人件費率
6年度	人 3,107	千円 5,345,564	千円 87,254	千円 738,942	% 13.8	% 12.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 64	千円 229,986	千円 35,190	千円 92,148	千円 357,324	千円 5,583	千円 5,693

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 地域手当補正後ラスパイレス指数については、地域手当を加味した指数となるが、国の指定基準に基づく地域手当支給率のため、補正前のラスパイレス指数と同数である。
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】 国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の上重りの解消等を行っている。

その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（実施時期、具体的な実施内容）

【給料表の改定実施時期】 令和7年4月1日

【内容】 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から6級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。（国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の上重りの解消は実施していない。）

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合

（当町においては、地域手当は支給対象外地域であるが、北海道庁（札幌市）などへの派遣において、支給対象者が生じる。）

【支給割合】 国基準3%（5級地）に対し、札幌市地域に派遣の場合、給料月額の3%を支給。

【実施次期】 令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、令和7年4月1日時点は3%、令和8年4月1日からは4%を支給。

③ その他の見直し

・扶養手当について、国と同様に見直しを実施。（令和7年4月1日実施）

（子に係る手当を段階的に上げ、配偶者に係る手当を段階的に廃止）

・通勤手当については、自動車等使用者に対する通勤手当について、支給額の見直しを実施。（令和7年4月1日実施） ※当町は、45km以上を支給対象の上限（国は60km以上）。

令和8年4月1日からは、60km以上を支給対象の上限（国は100km以上）とし、支給距離区分を拡充

(5) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
乙 部 町	41.8 歳	312,714 円	351,565 円	353,660 円
北 海 道	42.4 歳	327,900 円	397,258 円	371,498 円
国	41.9 歳	332,237 円	————	414,480 円
類似団体	41.3 歳	309,914 円	360,723 円	341,455 円

② 看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
乙 部 町	49.3 歳	340,647 円	402,469 円	376,258 円
国	48.2 歳	333,346 円	————	375,323 円
類似団体	43.9 歳	312,871 円	359,739 円	333,987 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(通勤手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		乙 部 町	北 海 道	国
一般行政職	大学卒	220,000 円	220,000 円	220,000 円
	高校卒	188,000 円	188,000 円	188,000 円
看護保健職	大学卒	255,400 円	————	————
	短大3	249,400 円	————	————

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

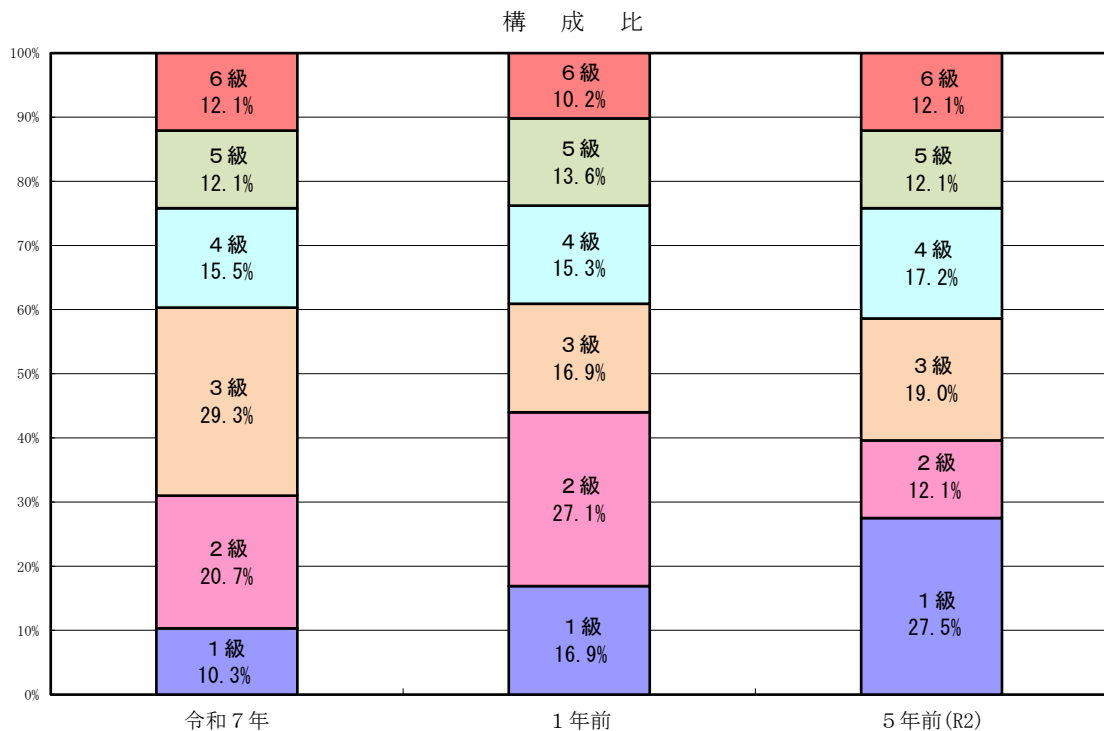
区 分		経験年数10～14年	経験年数20～24年	経験年数25～29年	経験年数30～34年
一般行政職	大学卒	274,700円	358,600円	387,800円	395,200円
	高校卒	262,200円	- 円	357,100円	393,900円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和7年4月1日現在）

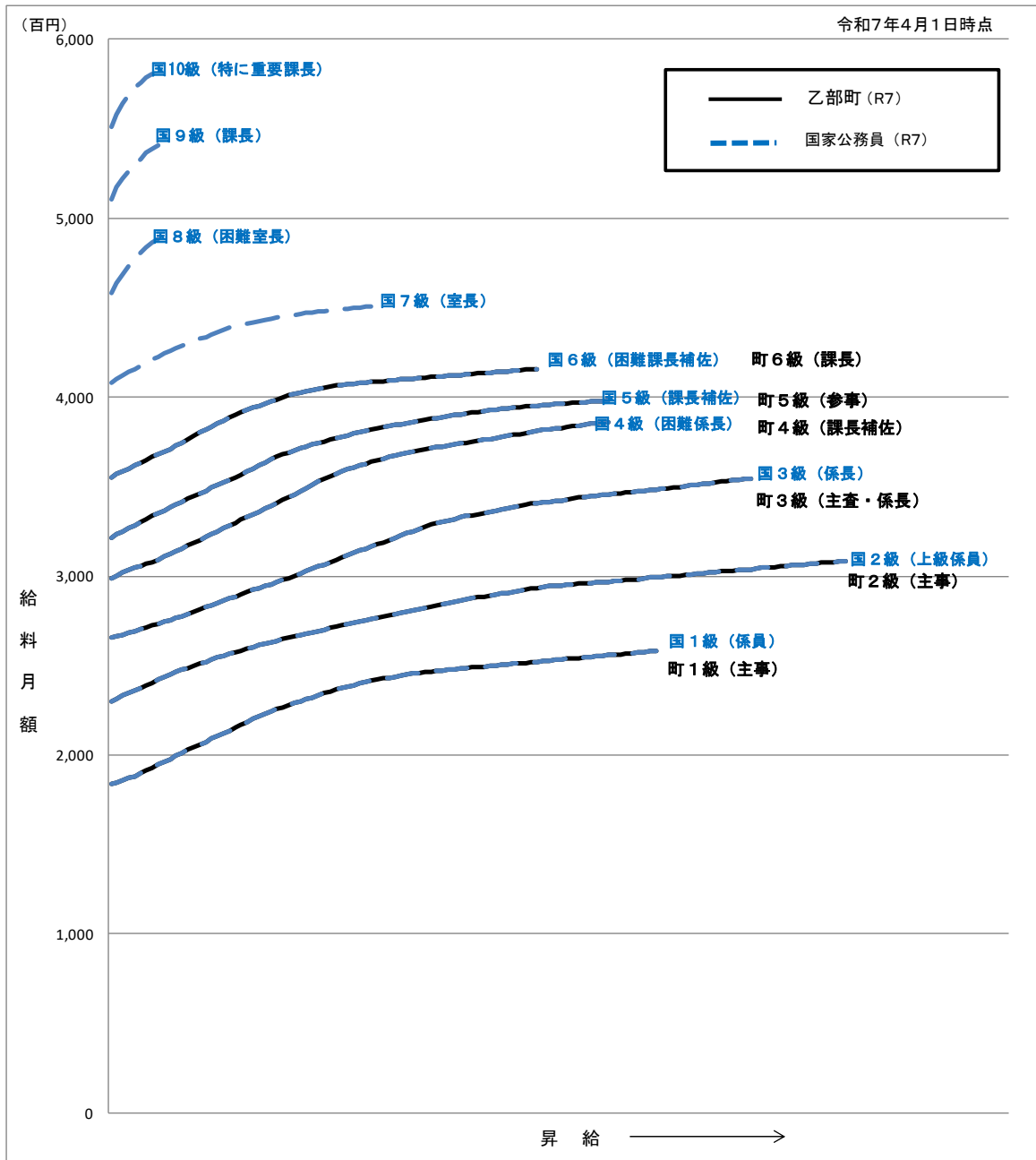
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	6人	10.3%	183,500円	258,100円
2級	主事	12人	20.7%	230,000円	308,500円
3級	係長・主査・専門員	17人	29.3%	265,300円	354,700円
4級	補佐・次長	9人	15.5%	298,800円	386,100円
5級	課長・室長・参事	7人	12.1%	321,300円	398,200円
6級	課長・局長	7人	12.1%	355,200円	415,700円
計		58人	100.0%		

- (注) 1 乙部町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

乙 部 町	北 海 道	国
1人当たり平均支給額（6年度） 1,440 千円	1人当たり平均支給額（6年度） 1,789 千円	_____
(6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40月分) (1.00月分) (国の支給割合を上回っている 場合、その理由)	(6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40月分) (1.00月分)	(6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40月分) (1.00月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 4～15% (国を上回る加算措置となっている 場合、その理由)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) 支給割合の()内は、暫定再任用職員に係る割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

平成7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	支給可能な成績率	昇給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の区分のみ（一律）	○			
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

乙 部 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
調整率 83.7/100 (国を上回る割合としている場合、その理由)			調整率 83.7/100		
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（割増率 2%～20%） ・退職時特別昇給 勸奨退職 4～12号俸 (設けている理由) 行政改革時に、職員の代謝を図るため設けた制度であり、現在、運用や募集は行っていないが、制度自体が残存しており、今後、廃止を含め検討する。			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（割増率 2%～45%）		
1人当たり 平均支給額	自己都合 733千円	応募認定・定年 18,835千円	—		

(注) 1 退職手当1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。

- 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（平成7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		85千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		85,419円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
札幌市	3%	1人	3%
支給割合が国の制度による支給割合を上回る場合、その理由			

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		9,116千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		434,095円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）		21.9%		
手当の種類（手当数）		5種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (6年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症防疫手当	作業従事者	感染症の防疫作業	0千円	日額 300円
夜間看護手当	病院に勤務する看護師	深夜における看護業務	5,387千円	1回につき 7,300円
医学研修手当	病院に勤務する医師	医学研修	3,000千円	予算の範囲内
救急看護待機手当	病院に勤務する看護師	救急患者対応の待機	729千円	1回につき 1,500円
危険手当	病院に勤務する看護師	新型インフルエンザ感染の疑い患者への対応	0千円	日額 5,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（6年度普通会計決算）	5,866千円
職員1人当たり平均支給年額（6年度普通会計決算）	133千円
支給実績（5年度普通会計決算）	7,677千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度普通会計決算）	193千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) 寒冷地手当（平成7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）	5,086千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	84,767円	
支給対象地域	世帯主等の区分	支給額（月額）
乙部町（3級地）	世帯主である職員（扶養親族 有）	25,100円
	世帯主である職員（扶養親族 無）	14,300円
	その他職員	9,600円
札幌市（2級地） ※北海道庁などへ派遣した職員	世帯主である職員（扶養親族 有）	26,000円
	世帯主である職員（扶養親族 無）	14,500円
	その他職員	9,800円
国と異なる制度がある場合は、その内容と、国の制度を上回る場合はその理由		

(7) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	令和6年度決算	
				支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ①配偶者 6,500円 ②子 10,000円 ③父母等 6,500円 ・満16歳～満22歳の子がいる場合、1人つき5,000円を加算	同	—	5,953 千円	270,591 円
住居手当	①借家の場合 月額12,000円～55,000円の家賃を支払っている職員に支給	異	国は月額16,000円～61,000円の家賃に対して支給	7,835 千円	261,167 円
通勤手当	通勤のため片道2km以上の職員に支給 ①公共交通機関等利用 運賃相当額を全額支給 (限度額 55,000円) ②自家用車使用 通勤距離に応じて支給 ※上限が45km以上 (2,000円～24,400円)	異	国は、 ②自家用車使用の 上限 65km以上 (2,000円～31,600円)	356 千円	50,857 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 4,200円	同		528 千円	12,279 円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に支給	同		9,028 千円	475,158 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等や夜間に勤務した場合 課長職 1回 6,000円 課長補佐職 1回 4,000円	同		453 千円	30,200 円

5 特別職の報酬等の状況 (令和7年4月1日現在)

区分		給料月額等		
給料	町長	750,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副町長	615,000 円	814,000 円 / 457,500 円	651,000 円 / 440,000 円
報酬	議長	232,000 円	360,000 円 / 171,000 円	
	副議長	193,000 円	320,000 円 / 142,000 円	
	議員	170,000 円	300,000 円 / 121,000 円	
期末手当	町長 副町長	(令和6年度支給割合) 4.60月分		
	議長 副議長 議員	(令和6年度支給割合) 4.60月分		
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	町長 副町長	給料月額×在職年数×512.6/100 給料月額×在職年数×323.4/100	15,378,000円 7,955,640円	任期毎 任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

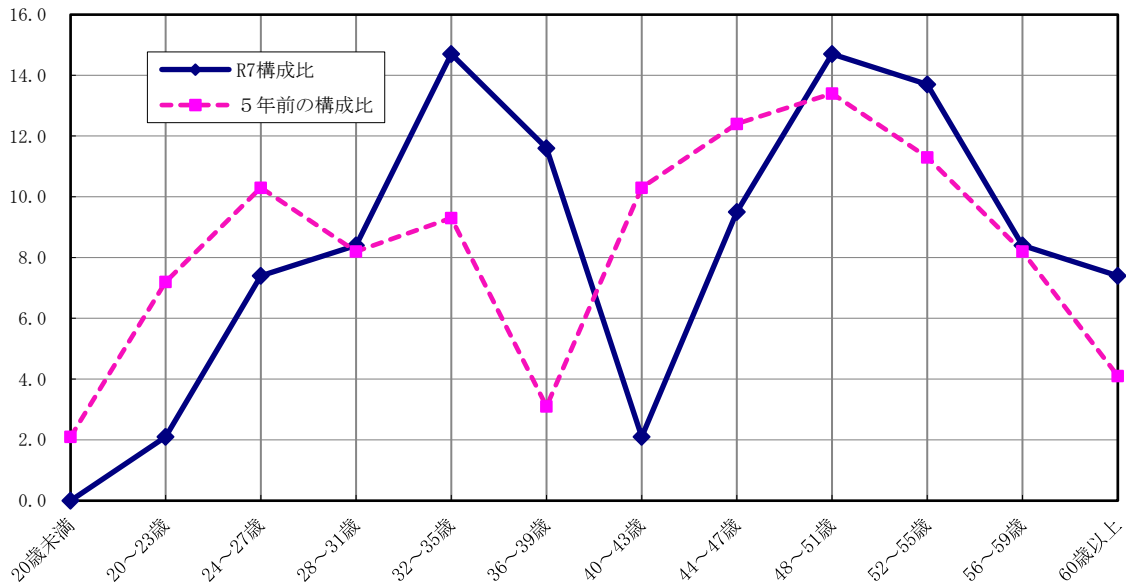
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和7年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2		
		総 務	18	19	△ 1	執務体制の見直しによる
		税 務	3	3		
		民 生	11	10	1	執務体制の見直しによる(保育士の増)
		衛 生	5	7	△ 2	行政組織の見直しによる
		労 働	1	1		
		農林水産 商 工 土 木	8 1 5	7 1 5	1	執務体制の見直しによる
	計	54	55	△ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 173.80人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 227.58人)	
	教 育 部 門	8	9	△ 1	執務体制の見直しによる	
	小 計	62	64	△ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 199.55人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 265.35人)	
会 公 計 営 企 業 部 業 門 等		病 院	21	20	1	看護師採用による増
		簡 易 水 道	3	3		
		下 水 道	1	1		
		そ の 他	8	8		
	小 計	33	32	1		
合 計			95 [115]	96 [115]	△ 1 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 305.76人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
R7	0	2	7	8	14	11	2	9	14	13	8	7	95
R2	2	7	10	8	9	3	10	12	13	11	8	4	97

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部 門	区 分	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	過去5年間の率 増減数(率)
一 般 行 政		53	54	54	51	55	54	1 (1.9%)
教 育		7	7	7	9	9	8	1 (14.3%)
公営企業等会計		37	35	35	36	32	33	△ 4 (△10.8%)
計		97	96	96	96	96	95	△ 2 (△ 2.6%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数